

(参考 1) 特定技能（農業分野）に関するお問い合わせ先

官署名	住所・担当課	連絡先
農林水産省経営局	住 所：東京都千代田区霞が関1-2-1 担当課：就農・女性課	T E L 03-6744-2159
東北農政局	住 所：宮城県仙台市青葉区 本町三丁目3番1号 担当課：経営・事業支援部経営支援課	T E L 022-221-6217
関東農政局	住 所：埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館 担当課：経営・事業支援部経営支援課	T E L 048-740-0392
北陸農政局	住 所：石川県金沢市広坂2丁目2番60号 担当課：経営・事業支援部経営支援課	T E L 076-232-4238
東海農政局	住 所：愛知県名古屋市中区 三の丸1-2-2 担当課：経営・事業支援部経営支援課	T E L 052-223-4620
近畿農政局	住 所：京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 担当課：経営・事業支援部経営支援課	T E L 075-414-9055
中国四国農政局	住 所：岡山県岡山市北区 下石井1丁目4番1号 担当課：経営・事業支援部経営支援課	T E L 086-224-8842
九州農政局	住 所：熊本県熊本市西区 春日2丁目10番1号 担当課：経営・事業支援部経営支援課	T E L 096-300-6375
沖縄総合事務局	住 所：沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号那覇第2地方合同庁舎2号館 担当課：農林水産部経営課	T E L 098-866-1628

(参考2) 関係資料のURL

農林水産省HP > 政策情報 > 農業経営 > 農業分野における外国人の受入れについて

1 「特定技能」関係

(1) 基本方針・分野別運用方針・運用要領

- 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001416434.pdf>
- 農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001416437.pdf>
- 「農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領
<https://www.moj.go.jp/isa/content/930005127.pdf>

(2) 分野共通ガイドライン

- 特定技能外国人受入れに関する運用要領
<https://www.moj.go.jp/isa/content/930004944.pdf>
- 1号特定技能外国人支援に関する運用要領
<https://www.moj.go.jp/isa/content/930004553.pdf>

(3) 農業分野に係る別冊ガイドライン

- 特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領 ―農業分野の基準について―
<https://www.moj.go.jp/isa/content/930004544.pdf>

(4) 農業者向けパンフレット

- 外国人農業支援人材の受入れが始まりました！～受入れにあたって押さえるべきポイントとは～
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/attach/pdf/new-27.pdf>

2 外国人技能実習制度関係

- 農業者の皆様へ外国人技能実習制度が変わりました～特に押さえておくべきポイントとは～
<http://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/attach/pdf/index-1.pdf>
- 農業分野における新たな外国人技能実習制度(全国農業会議所)
<http://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/attach/pdf/index-3.pdf>